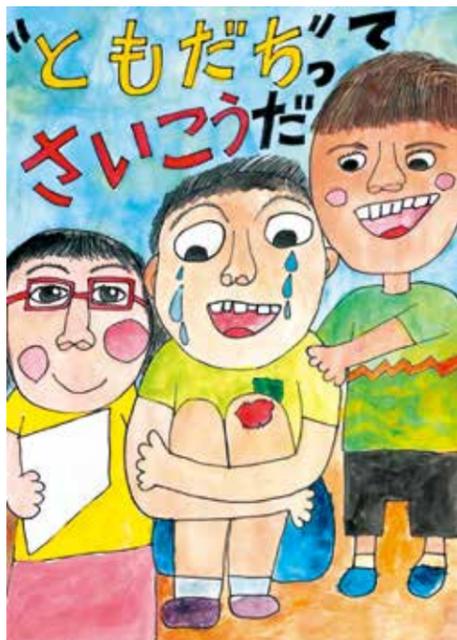


人権 特集号

令和5（2023）年度 和歌山県人権啓発ポスターコンテスト受賞作品



優秀賞 高校生の部 市立和歌山高等学校 伊藤あかりさん



入選 小学生の部 市立名草小学校 嶋康勝さん

図（公財）和歌山県人権啓発センター ☎435・5420

人権の詩 2023 受賞作品

（公財）和歌山県人権啓発センター

「私の兄は目が見えない。だが私よりも人生が不利なわけじゃない。損しているわけじゃない。ただ「障がい者」という名の肩書きをもっているだけ。だから兄はいつもこう言う「俺は目が見えないだけ。声も出せるし体も動かせる。俺は人生を100%楽しんでいる。」

「私の兄」

知事賞 中学生の部 市立真志中学校 伊藤涼紗さん

ぼくがきらいなものでも
だれかにとっては好きなもの
だから
たいせつにするよ
ぼくらはみんな
ちきゅうのななかま

ぼくにとつてのよるは
かぶとむしにとつてひるだ

ひるはたのしい
うんてい、かけっこ、かくれんぼ
よるはつまらない
「はやくねなさい。」といわれる
だけだ

ぼくにとつてのあめのひは
かえるにとつてはれのひだ

はれのひはうれしい
サッカー、てつぼう、お（ご）ご
あめのひはいやだ
へやあそびはたいくつだ
だけだ

「ちきゅうのななかま」

知事賞 小学生の部 市立吹上小学校 山田周さん

住民票・戸籍謄本など、第三者に不正取得はさせない！
「本人通知制度」の登録を受け付けています。

本人通知制度は、住民票の写しや、戸籍謄本等を本人の代理人や第三者に交付した場合、事前に登録していただいた方に対して、その事実を郵送により通知する制度です。
住民票の写し等の不正請求と不正取得を抑止し、個人の権利の侵害の防止を図ることを目的としています。

制度のイメージ



本人通知制度を利用するには…

事前に登録が必要です。
本人通知制度登録申請書を提出してください。

① 登録できる方
和歌山市に住民登録や戸籍のある方

② 必要なもの
運転免許証、マイナンバーカードなどの本人確認書類

③ 対象となる証明書
住民票の写し（除票の写しを含む）、住民票に記載した事項に関する証明書、戸籍の附票の写し（除票の写しを含む）、戸籍謄（抄）本、除籍謄（抄）本、戸籍の記載した事項に関する証明書

- 登録申請窓口 / ・市役所1階 市民課3番 本人通知窓口
・各サービスセンター、各文化会館
- 問合せ先 / 市民課 ☎435-1201
(平日 8時30分～17時15分 ※木曜日は19時まで)

えせ同和行為にご注意を！

「同和問題はこわい問題である」という誤った意識が人々に根強く残っていることに乗じて、同和問題を口実に何らかの利益を得るために企業や行政機関などに不当な圧力をかけることを「えせ同和行為」といいます。

えせ同和行為に遭遇した場合は、「検討します」などのあいまいな発言をせず、毅然とした態度で断ってください。また、そのような行為があれば人権同和施策課までご連絡ください。 ☎ 人権同和施策課 ☎435-1058

「ネット110番」

インターネット上の誹謗中傷やいじめ等の相談窓口

電話 ☎435-1110（人権同和施策課直通）
平日9時～17時

相談フォーム <https://logoform.jp/form/fKMM/147649>



人権相談ダイヤル（人権ホットライン）

☎ 435-1110（平日9時～17時）

第42回 和歌山県小学校人権の花運動

「人権の花運動」とは、次代を担う小学生が協力して花を栽培することで、優しい思いやりのある心をはぐくむことを目的として実施している運動です。

● 最優秀賞 市立今福小学校



今月の題字、私が制作しました



市立和歌山高等学校
デザイン表現科2年
尾保手 南実さん

深みのある色と曲線で秋への豊かな実りをイメージしました。

11月は「和歌山市人権啓発推進月間」です



同和問題（部落差別）

同和問題（部落差別）は、歴史的過程で形づくられた身分差別により、一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に虐げられ、現代社会においても、日常生活の上で様々な差別を受けるなど、我が国固有の人権問題です。

同和問題（部落差別）は一部の特定の人の問題であり「自分には関係がない」、「自分は差別していない。」と思っている人でも、自分の心の中の差別意識に気づかず、ふとした時に人を傷つける場合があります。また、「差別はいけないことだ。」とわかっている人も、自分に直接関わる問題になると、偏見でものを見たり誤った習慣で判断したりする場合があります。「自分には関係がない」や、「一部の人の問題」と考える無関心は、差別を容認していることにつながります。

部落差別をなくしていくためには、私たち一人ひとりが、この問題を歴史的に正しく理解・認識するとともに、自分自身で考え、差別を許さないという価値観を持って行動していくことが必要です。また、身の周りで偏見や差別にあったとき、見逃したりすることのないよう行動することが大切です。



高齢者の人権

高齢期になっても、豊かな知識と経験をもとに、社会に貢献したい、地域の人たちと交流し、生活や趣味を楽しみたいといったことは、多くの人が願っていることです。また、高齢者の社会参加は、生活の質を向上させるだけでなく、経済的な自立にもつながります。高齢化が進むなか、要介護者や一人暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯が増加しています。これらを背景に、寝たきりや認知症など介護を要する高齢者への養護者等による身体的・心理的虐待や、振り込め詐欺等の特殊詐欺や悪徳商法、家族等による財産の無断処分などの経済的虐待といった人権に関わる様々な問題が生じています。

高齢者が社会を構成する重要な一員として、健康で、生きがいと尊厳を持って、安心して生活できる環境づくりが必要です。

高齢者の家族や介護サービス従事者等を始めとする全ての人は、高齢者の人権尊重への理解を深めることが大切です。

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域全体で見守り、支え合っていきたいと思います。



女性の人権

誰もが性別により差別されることなく、その能力を十分に発揮できるような環境整備が進められています。依然として、雇用機会や待遇などの面で、男女間の格差が存在し、様々な分野における政策・方針決定過程への女性の参画が十分でないなど、男女共同参画が進んでいない状況があります。

また、性被害、パートナーからの暴力、職場などにおけるセクシャルハラスメントなど、人権を侵害する事案も発生しています。男女が互いの違いを認め合い、互いの人権を尊重しながら、その個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野において共に参画し、責任も分かち合うことのできる男女共同参画社会の実現が必要です。

性別に関わりなく誰もが個性と能力を十分に発揮するためには、「男性は仕事、女性は家庭」といった性別による固定的な役割分担意識や慣習を見直し、様々な分野に対等なパートナーとして参画し、互いに協力することが大切です。

また、暴力的行為や性的な言動による精神的苦痛を与える行為など、個人の尊厳や人権を損なうことのないようしなければなりません。



障害のある人の人権

障害のある人は、家庭や地域社会の中で生活することや持てる能力を積極的に社会へ参加することへの強い欲求や願望があっても、現実には、日々の生活や社会参加、雇用の場の確保、情報の収集など様々なバリア（障壁）があり、不自由・不利益または困難な状態に置かれています。また、障害のある人に対する福祉施設等における虐待、障害を理由とする不当な差別、偏見といった人権侵害が依然として発生しています。

障害の有無にかかわらず誰もが相互に人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会を実現するためには、物理的なバリアだけでなく、障害のある人に対する偏見など、人々の心の中にあるバリアや社会的なバリアを取り除き、社会全体のバリアフリー化を進めることが必要です。

そのためには、私たち一人ひとりが、障害のある人の人権を自分自身にかかわる身近な問題としてとらえ、相互に理解を深め、配慮を行うことが大切です。

障害のある人が社会を構成する一員として尊重される、誰もが暮らしやすい地域社会（共生社会）を作っていくことが必要です。



子どもの人権

日本では、子どもが直接かかわる現場において、子どもの意思がきちんと問われ、尊重されることは少なく、子どもは大人が決めたことに従っていればよい、とされることが多かったように思われます。大人は子どもを尊重しているつもりでも、子どもはあまり尊重されていない、と感じているのです。

子どもたちの権利を守るために、2023年4月に「子ども基本法」が施行されました。子どもにも大人と同じ、一人の人間としての主体的な権利があります。

子どもへの虐待やいじめ問題をはじめ、子どもの健康や福祉を害する犯罪など、子どもの人権をめぐる状況は深刻です。子どもへの虐待は、子どもの心と体の成長、人格の形成に深刻な影響を与える、重大な権利侵害です。

大人が子どもの権利をきちんと認識し、子どもたちが一人ひとりの人格が尊重され、人権が守られる中で、子どもが主体性を発揮しながら、たくましく健やかに成長していくことができる社会づくりが必要です。



インターネットと人権

インターネットは、知りたい情報を得ることができ、電子掲示板やSNSなどを利用したコミュニケーションの輪が広がるなど、誰でも簡単に利用でき、私たちの生活を豊かにしています。その一方で、これらを悪用した行為が増えており、他人への誹謗中傷、いじめ、無責任なうわさ、特定の個人のプライバシーに関する情報の無断掲示、差別的な書き込みなど、人権やプライバシーの侵害につながる様々な問題が発生しています。個人の名誉やプライバシーに関する理解を深め、インターネットを正しく利用し、インターネットによる人権侵害をなくすことが必要です。

インターネット上では、匿名で情報を発信することができるため、使い方を誤ると、人の心を傷つけることにもなり、使い次第で、「加害者」にも「被害者」にもなるおそれがあります。

インターネット上で情報を発信する場合は、差別的な内容を書き込まない、暴力的な言葉を使わない、根拠のないうわさを載せない、他人の個人情報や載せないなど、互いの人権を尊重することを念頭に置くことが大切です。

